

所在不明高齢者問題に係る対応について

1 住民票上の所在不明高齢者問題

(1) 記者発表内容【平成 22 年 8 月 18 日】

100 歳以上高齢者の所在確認調査について

所在が確認できない方

38 人

(内訳)

①住民登録はあるが、介護保険被保険者台帳から資格抹消済の方 35 人

②住民登録も介護保険被保険者台帳もあるが、所在不明な方 3 人

(2) 住民登録はあるが、介護保険の資格抹消の 35 名の原因調査結果

ア 国民健康保険、介護保険における不在者情報について区役所戸籍課と保険年金課との情報共有が不十分であったこと

イ 不在者情報の保険年金課から戸籍課への連絡用文書である調査票の保存について不徹底であったこと

ウ 後期高齢者医療制度においては、不在者の情報提供の仕組みがなかったことが確認できました。

(3) プロジェクトの概要

平成 22 年 8 月 25 日に臨時区長会を開催し、中区長を座長とする区長 2 名、副区長 2 名、関係課長 13 名をメンバーとする庁内プロジェクトを立ち上げ、課題解消に向けた検討を行いました。

(4) プロジェクト検討項目と協議結果

ア 不在者に関する行政内部の連携・情報共有

①高齢者の所在不明情報について、戸籍課・保険年金課で共有するため、調査票の受け渡しについてルールを定めることで明確化

②後期高齢者医療制度における不在者情報の連絡方法等を定めた要領の創設

③戸籍課、保険年金課等で協力しながら現地調査を実施する共通マニュアルの作成

④実態調査の進捗よく状況について定期的な区長への報告

イ 市民への周知

住所異動届などについては、届出の必要性について、広報よこはま 12 月号に掲載予定です。また、戸籍・住民登録手続のホームページに、届出の必要性についてのお知らせを既に掲載しましたが、今後は横浜市のホームページのトップページにも掲載することで、継続的に市民の皆様へ周知いたします。

ウ 国への要望事項

次の事項について要望することとしました。

- ・住民異動届等については、行政サービスを提供するうえでの基礎資料であり、法律上義務付けられていることの積極的なPR
- ・住民基本台帳法で規定されている市区町村の現地調査の権限拡充

(5) 所在不明者38名の住民票の処理状況

平成22年8月に記者発表を行った所在不明高齢者38名につきましては、現地確認を行った結果、37名の住民票の消除を終了しました。

なお、1名は失踪宣告の手続中のため保留しています。

2 120歳以上で戸籍上登録されている問題

(1) 記者発表内容【平成22年8月27日】

戸籍上120歳以上で登録されている方の調査結果について

120歳以上で登録されている方	2, 247人
(内訳) 120歳から129歳	1, 582人
130歳から139歳	590人
140歳以上	75人

(2) 戸籍上登録されていた主な理由

- ア 身元不明等のため、本籍地に死亡届ができなかった
- イ 関東大震災、空襲で一家全員が死亡したことにより、死亡届ができなかった
- ウ 関東大震災、空襲で戸籍が焼失したため、再製戸籍の不正確なもの
- エ 南米等移民により海外へ渡航し、戸籍がそのまま残ったもの

(3) 対応状況

従来は生存の可能性のない高齢者の戸籍の消除につきましては、三親等内の親族を全て調査した結果を踏まえて、所轄法務局へ戸籍記載の消除の許可申請を行わなければならない、非常に複雑な手続を必要とされておりました。

この問題の発生を受けて、本市を含めて自治体から手続の改善等の要望を行ったところ、法務省から、120歳以上の高齢者消除に係る事務処理手順を簡素化する旨の通知を受けました。

本市としましても、横浜地方法務局と協議を行い、より効率的な高齢者消除の事務を進めているところです。

なお、平成22年10月20日現在では、2, 247人中、129人の方々の戸籍の消除作業が完了し、来年1月までに処理を完了させる予定です。